



2025年2月19日

各位

会社名 小林製菓株式会社
代表者 代表取締役社長 山根 聡
コード番号 4967 東証プライム

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月19日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2025年3月28日開催予定の第107期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、当社の紅麴関連製品にて一部の紅麴原料に当社の想定していない成分が含まれている可能性が判明した件（以下「本件事案」といいます。）について、2024年3月22日付で、対象製品の自主回収を行うことを公表し、その後2024年3月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象品の回収を命じる旨の行政処分を受けました。

本件事案を受けて、2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」において、コーポレート・ガバナンスの抜本的改革として「社外取締役による監督の強化」を掲げており、その内の一つのアクションとして『取締役会の実効性を担保するため、これまでは会長が務めていた議長の役割を社外取締役が担うこととする。この取扱いを恒久的なものとするために必要な定款変更を実施する。』としていました。

本定款変更は、これを実現するべく行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示しています）

現行定款	変更案
第1条～第25条（条文省略）	第1条～第25条（現行通り）
（取締役会の招集権者および議長） 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 ② <u>取締役会長および取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、 <u>他の取締役</u> がこれに当たる。	（取締役会の招集権者および議長） 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会において予め定めた社外取締役</u> が招集し、その議長となる。 ②前項の <u>社外取締役</u> に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、 <u>他の社外取締役</u> がこれに当たり、 <u>社外取締役のいずれにも事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、社外取締役でない取締役</u> がこれに当たる。
第27条～第44条（条文省略）	第27条～第44条（現行通り）

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日：2025年3月28日

定款変更の効力発生予定日：2025年3月28日

4. その他の議案

本定時株主総会には「定款の一部変更の件」のほかに、「取締役10名選任の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を付議することについても、本取締役会において決議しております。

なお、当社は、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.様より、本定時株主総会の目的事項について株主提案を受領いたしました。当該株主提案の議案はいわゆる勧告的決議を求める議案であって、法令及び当社定款上の株主総会決議事項ではなく、株主提案の議案としては不適法であると判断したため、本定時株主総会には上程いたしません。

以上

本件に関するお問い合わせ先

小林製薬株式会社 広報部・IR部
大阪 TEL.06-6222-0142 東京 TEL.03-5602-9913